



管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連規定に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府庁
0820060	社会教育に関する権限の区長への移管	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条、社会教育法等	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条は地方公共団体が処理する教育の事務のうち、教育委員会が処理、管理する事務について規定しており、また、社会教育法は各条において教育委員会が行う社会教育に関する事務を規定しています。	地方自治法第180条の8(学校に関することを除く)地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1号、第2号、第3号、第10号、第12号、第14号(学校に関することを除く)文化財保護法・社会教育法・図書館法中、教育委員会に関する規定を千代田区教育委員会には適用しない。	教育委員会の職務権限のうち、①社会教育 ②文化財保護 ③社会教育・文化財保護に關連する施設の設置、管理及び廃止、財産の管理、職員の任免その他の人事、環境衛生の権限を区長に移管することにより、社会教育、文化財に関する施策を一層推進する。	千代田区では、区民の意思や地域特性をより一層反映した区政運営を行うため、社会教育、文化財保護に関する事務を区長部局が補助執行し、まちづくり、地域コミュニティ活性化、子育て、高齢者福祉等の区民生活に關連する他の施策と一体的に取り組んでいる。しかし、現状では教育委員会に最終的な権限が留保されているため、責任の所在が明確でないという問題がある。社会教育、文化財関連施策は区民生活に密接に関わるものであるため、区民の信頼を受けた区長が自らの責任において行う方が適切であり、権限を区長部局に移管する必要がある。	F (平成19年10月9日)構造改革特区推進本部決定済み	地方自治法第180条の7の規定に基づき、社会教育に関する事務の一部について首長部局において補助執行や事務委任を行うことが可能である。なお、平成20年2月の中央教育審議会答申における、「社会教育に関する事務については、これまでの本審議会の答申等で指摘されている教育における政治的中立性や継続性、安定性の確保等の必要性のほか、前述のとおり学校、家庭、地域住民等の連携の重要性が高まっている中、学校教育と社会教育とがより密接に連携していくことが不可欠となっていることにかんがみ、教育委員会が所管することが適当であると考えられます。また、地方公共団体の長と教育委員会の関係については、教育委員会の自主性と職務権限の独立性を確保しない程度において地方公共団体の事務の能率的処理等を促進する補助執行等の仕組みが既に存在しており、弾力的な事務の執行を行うことは可能となっているとの指摘や「社会教育施設の管理及び整備に関する事務については、これを踏まえ、学校施設の管理及び整備に關する事務について地方教育行政の組織及び運営に関する法律の特例が構造改革特別区域で認められたこと等を考慮して検討する必要がある」との指摘を踏まえ、検討を進めているところです。	社会教育に関する権限の移譲について、早期に結論を得て回答されたい。		1074010	千代田区	東京都	総務省 文部科学省		
0820070	社会教育に関する権限の移譲	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条、社会教育法等	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条は地方公共団体が処理する教育の事務のうち、教育委員会が処理、管理する事務について規定しており、また、社会教育法は各条において教育委員会が行う社会教育に関する事務を規定しています。	地方自治法第180条の8(学校に関することを除く)地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1号、第2号、第3号、第10号、第12号、第14号(学校に関することを除く)文化財保護法・社会教育法・図書館法中、教育委員会に関する規定を千代田区教育委員会には適用しない。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2の規定により、市長が「スポーツ・文化に関する事務」を条例の定めるところにより管理・執行することができるものとされたところである。本市においては、市民が生きがいのある充実した人生を送るために、自ら学び自己を高め、さらにはその成果を活かしたという要求に対応できるよう、生涯学習の向上に向け、推進体制の充実に取り組んでいるところである。生涯学習は、社会教育の一環に留まらず、広義的なまちづくりの要素として捉える必要があると認識している。現在、本市においては、「生涯学習部」を事業として、市長と教育委員会の2つの執行機関が担当しているところであり、社会教育分野すべての内容の移管が可能となれば、市長において一元化し、事務を実施したいと考えている。したがって、同法第23条第12号の「青少年教育、社会教育及び公民館の事業その他社会教育に関する事項」の規定及び社会教育法第5条の「市町村の教育委員会の事務」の規定について、市長が実施できるような措置を求めるものである。	地方自治法第180条の7の規定に基づき、社会教育に関する事務の一部について首長部局において補助執行や事務委任を行うことが可能である。なお、平成20年2月の中央教育審議会答申における、「社会教育に関する事務については、これまでの本審議会の答申等で指摘されている教育における政治的中立性や継続性、安定性の確保等の必要性のほか、前述のとおり学校、家庭、地域住民等の連携の重要性が高まっている中、学校教育と社会教育とがより密接に連携していくことが不可欠となっていることにかんがみ、教育委員会が所管することが適当であると考えられます。また、地方公共団体の長と教育委員会の関係については、教育委員会の自主性と職務権限の独立性を確保しない程度において地方公共団体の事務の能率的処理等を促進する補助執行等の仕組みが既に存在しており、弾力的な事務の執行を行うことは可能となっているとの指摘や「社会教育施設の管理及び整備に関する事務については、これを踏まえ、学校施設の管理及び整備に關する事務について地方教育行政の組織及び運営に関する法律の特例が構造改革特別区域で認められたこと等を考慮して検討する必要がある」との指摘を踏まえ、検討を進めているところです。	F (平成19年10月9日)構造改革特区推進本部決定済み	地方自治法第180条の7の規定に基づき、社会教育に関する事務の一部について首長部局において補助執行や事務委任を行うことが可能である。なお、平成20年2月の中央教育審議会答申における、「社会教育に関する事務については、これまでの本審議会の答申等で指摘されている教育における政治的中立性や継続性、安定性の確保等の必要性のほか、前述のとおり学校、家庭、地域住民等の連携の重要性が高まっている中、学校教育と社会教育とがより密接に連携していくことが不可欠となっていることにかんがみ、教育委員会が所管することが適当であると考えられます。また、地方公共団体の長と教育委員会の関係については、教育委員会の自主性と職務権限の独立性を確保しない程度において地方公共団体の事務の能率的処理等を促進する補助執行等の仕組みが既に存在しており、弾力的な事務の執行を行うことは可能となっているとの指摘や「社会教育施設の管理及び整備に関する事務については、これを踏まえ、学校施設の管理及び整備に關する事務について地方教育行政の組織及び運営に関する法律の特例が構造改革特別区域で認められたこと等を考慮して検討する必要がある」との指摘を踏まえ、検討を進めているところです。	社会教育に関する権限の移譲について、早期に結論を得て回答されたい。		1061010	大東市	大阪府	総務省 文部科学省		
0820080	地方独立行政法人による博物館設置・運営の実現	博物館法、地方独立行政法人法等	地方独立行政法人法第21条等で、地方独立行政法人の行う業務を規定しています。	現行の法制度では地方独立行政法人が博物館を設置・運営することはできない。国の博物館等は既に独立行政法人制度が導入され、入館者の増加やサービスの向上など一定の成果をあげている。地方においても基幹業務の継続性を確保し、より柔軟かつ効果的な運営を実現するため、地方独立行政法人による博物館の設置運営が地域の実情に即して選択可能となるよう、必要な措置を求める。併せて、地方独立行政法人が博物館法に定める設置主体として認められ、閉法人が設置・運営する施設が博物館として登録可能となるよう、必要な措置を求める。	本市が設置している博物館群において、運営に不可欠である基幹業務の公共性・継続性を確保しつつ、事業の透明性を高め、自主性を発揮することで、魅力的な事業をより効果的に実施するためには、地方独法制度が有効であり、併せて博物館群を一体的に運営することによって連携・集積効果を生み出し、指定管理者制度では実現が困難な、質の高いサービスを提供したい。本件については、平成18年10月にも同趣旨の提案を行ったが、文部科学省において、博物館制度全体の在り方に関する検討を行っており、それを踏まえ改正について具体的な検討を行うことと、対応不可であった。本市は、次の状況や別添の理由から、地方独法制度活用を早期実現が従前にも増して必要と考えている。・平成15年の地方独法に係る国会審議では、地方独立行政法人の業務範囲を拡大拡充していくことや、「公共的な施設」である博物館の業務を対象・列挙することについては、今後の検討課題とされた。・文部科学省設置の検討協力者会議及び中央教育審議会生涯学習分科会制度問題小委員会では、地方独立行政法人の博物館を認めることは有意義であるとの見解を示している。・今回の博物館法改正では、その審議の過程で、指定管理者制度の導入による弊害についても十分配慮することや、登録制度の見直しに向けた検討を進めることとの附帯決議が行われた。・全国博物館大会は、公立博物館においても独法制度を適用できるようにすべきであるとの決議を2年連続で行っている。従って、地方独立行政法人による博物館設置・運営について、国における具体的な検討を経て、早期実現が図られるよう、今回、再提案を行うものである。	本市が設置している博物館群において、運営に不可欠である基幹業務の公共性・継続性を確保しつつ、事業の透明性を高め、自主性を発揮することで、魅力的な事業をより効果的に実施するためには、地方独法制度が有効であり、併せて博物館群を一体的に運営することによって連携・集積効果を生み出し、指定管理者制度では実現が困難な、質の高いサービスを提供したい。本件については、平成18年10月にも同趣旨の提案を行ったが、文部科学省において、博物館制度全体の在り方に関する検討を行っており、それを踏まえ改正について具体的な検討を行うことと、対応不可であった。本市は、次の状況や別添の理由から、地方独法制度活用を早期実現が従前にも増して必要と考えている。・平成15年の地方独法に係る国会審議では、地方独立行政法人の業務範囲を拡大拡充していくことや、「公共的な施設」である博物館の業務を対象・列挙することについては、今後の検討課題とされた。・文部科学省設置の検討協力者会議及び中央教育審議会生涯学習分科会制度問題小委員会では、地方独立行政法人の博物館を認めることは有意義であるとの見解を示している。・今回の博物館法改正では、その審議の過程で、指定管理者制度の導入による弊害についても十分配慮することや、登録制度の見直しに向けた検討を進めることとの附帯決議が行われた。・全国博物館大会は、公立博物館においても独法制度を適用できるようにすべきであるとの決議を2年連続で行っている。従って、地方独立行政法人による博物館設置・運営について、国における具体的な検討を経て、早期実現が図られるよう、今回、再提案を行うものである。	F	現行の地方独立行政法人法制度上、博物館は地方独立行政法人法第21条に規定されていないため、ご提案の内容を構造改革特別区域として導入することについては、今後総務省とも協議しつつ、制度の在り方について慎重に検討を進めていきます。	貴省回答により、今後総務省と協議しつつ制度の在り方について検討をすするとあるが、具体的な検討状況及び今後のスケジュールについて回答されたい。併せて、右の提案主体の意見について回答されたい。	先の提案理由でも示したとおり、地方独立行政法人化の早期実現は本市にとって喫緊の課題であるとともに、別紙のとおり、多くの自治体が関心を持っており、市として「特例」として対応したいという具体的な措置を求めたものである。回答で、「総務省とも協議しつつ、(地方独立行政法人)制度の在り方について慎重に検討を進めていく」とあるが、提案が少しでも早く実現されるよう、総務省とも協議し、地方独立行政法人法施行令の改正を先行させることも含め、具体的な方法を検討したい。併せて、具体的な実施までの時間等を明らかにされたい。		1072010	大阪市	大阪府	総務省 文部科学省	
0820090	学校の「課程又は学科」単位での設置者変更制度の導入	学校教育法第130条第3項	専修学校の設置者変更については、市町村の設置する専修学校に關しては都道府県の教育委員会、私立の専修学校に關しては都道府県知事の認可を受けることになっています。	現行学校教育法で認められている設置学校の全部又は一部を他の学校法人に移譲できる設置者変更制度形態に加え、教育活動及び学校運営における配慮が確保可能な限り、設置学校の「課程又は学科」を他の学校法人の設置する学校に移譲できる設置者変更制度を新たに導入すべきである。	現行の学校法人の分離の形態(設置者変更)の規定は、各法人が設置する「学校単位」での、新設分離又は吸収分離である。この場合の設置者変更は、変更規模(歴史文化・運営規模等)の相互合意の事項が多く存在するので、変更に関わる障害が高く、また、各学校が所有する優れた部分も失ってしまう可能性があるため、相互の法人が合意に至る例は少ない。そこで、課程・学科など小規模単位に設置者変更が可能になれば、少子化等の原因による学校経営の困難な時代にもかかわらず、学校は、各々の伝統、特色そして得意分野を維持しながら、より迅速に学校再編が可能となり、次のメリットが生じる。① 各学校の再生救済が活発になる。② 各学校の得意分野を更に生かす、各学校の独立性と永続性が保たれ、学生保護と学校利益の確保が図られる。③ 学校経営のあり方や健全性が確保される。④ 学校の移譲により、必要最小限の学科の廃止や学科の設置等に留められ、事務作業効率の向上に繋がる。昨今の各学校は、一部の学校を除き、入学定員を充足している学校がある一方、未充足学科も存在し、充足学科が未充足学科の運営を救済しながら学校運営を支えているのが現状である。本条項の最大の目的は、学校法人の再生救済と考えられる。その目的達成する過程の一として、学校の課程・学科単位での設置者変更の導入を図りたい。	ご提案のありました、専修学校の課程・学科ごとの他の学校への「移譲」については、「移譲」を行うとする専修学校において課程・学科を廃止、「移譲」を受ける専修学校において課程・学科を設置することにより、可能と考えられます。課程・学科を廃止・設置することにより、当該専修学校の目的を変更する場合には、認可(学校教育法第130条第2項)、学期を変更する場合は、届出(学校教育法第131条)などの手続きが必要となります。なお、目的・学期変更等の詳しい手続については、所轄庁(都道府県)へお問い合わせください。	D	提案の趣旨は、現行制度による課程・学科の廃止・設置申請の手続きでは「移譲」に時間がかかるため、設置者変更制度の導入を促進するものである。移譲元(元の学校)の学費・設備・人財・物的資源を生かすには、移譲元の学科の廃止後、更に最低限の期間が必要である。移譲元(元の学校)と移譲先(元の学校)の条件が一致する場合(学科内容、学生の受入、教員の資格要件、教育設備の寄附入れ及び講義室等の整備等)に限り、学科の廃止及び申請をせずに、学科単位での設置者変更を行い、移譲元の学科の人材、環境を有効に活用することが出来るよう再検討を要請いたします。	右の提案主体の意見を踏まえ回答されたい。		1067010	学校法人新海福祉医療学園、学校法人エインカレッジ	新潟県	文部科学省		
0820100	医学部入学定員要件の緩和	「閣議決定(「1等後における行政改革の具体化方策について」(昭和57年9月)、「財政構造改革の推進について」(平成9年8月))」 「医師の需給に関する検討会報告書」(平成18年7月28日) 医師の需給に関する検討会 ・総務・財務・文部科学・厚生労働の4大臣による合意(平成18年8月) ・新医師確保総合対策(平成18年8月31日地域医療に関する関係省庁連絡会議) ・緊急医師確保対策(平成19年5月31日政府・与党) 「緊急医師確保対策」に関する取組について(平成19年8月30日) 地域医療に関する関係省庁連絡会議 「経済財政改革の基本方針2008」(平成20年6月27日閣議決定)	・医師不足が特に深刻と認められる10県において、平成20年度から最大10年に限り10名を限度として医師養成数の増を認めることとされています。 ・全都道府県において、平成21年度から最大9年に限り5名を限度(北海道については15名)として医師養成数の増を認めることとされています。	「医師の需給に関する検討会報告書」(平成18年7月28日)の内容を踏まえ、人口に比して国公立大学医学部等の定員が少なく、定員の暫定的な調整を容認し、現定員とは別種の定員を認める。	(実施内容) 県が養成するべき地産地消を義務づける医師については、現定員とは別種の定員とすることにより、へき地における医師不足の解消を目指す。具体的には、国公立大学医学部等において、大学が入学を許可した者に対し、県内のへき地における医療従事者を前提とした修学資金の貸与を行い、大学卒業後、県の指定する医療機関で一定期間勤務すれば修学資金返還を免除することとし、その対象者については、大学の規定を増やすことにより対応する。なお、本県の2次保健医療圏では、北播磨、西播磨、但馬、丹波、淡路地域が当該基準を満たすことになり、増員した医師は当該圏域の医療機関へ派遣する。(提案理由) 平成16年の人口100万人当たりの医学部定員は全国平均59.7人に対して本県は35.8人(全国41位)と非常に低位にあり、本県のように県域が広く、都市部とへき地が混在している県においては、現行の国の基準では大学の定員増は認められず、本県における医師不足を解消することができないため。	昨年5月に政府・与党が一体となって取りまとめた「緊急医師確保対策」に基づき、全都道府県において、都道府県が奨学金を設定するなど、一定の条件を満たした場合、将来の医師の養成を前倒しするとの趣旨の下、現行の当該県内の医師の養成数(5名)を上限に上乗せする暫定的な調整の計画を容認することとしています。また、「経済財政改革の基本方針2008」(平成20年6月27日閣議決定)において、大学医学部定員について「緊急に過去最大程度まで増員するとともに、さらに今後の必要な医師養成について検討する」とされたことに基づき。	D	右の提案主体の意見を踏まえ回答されたい。	〇既に本県では医療対策協議会の積極的活用や、一定期間地元医療機関で医療に従事することを条件とする奨学金を活用した入学者等の対策を講じ、県内における医師の確保に努めているところである。〇「医師の需給に関する検討会報告書」(平成18年7月28日)では、「人口に比して医学部定員が少いために未だ医師が不足している県の大学医学部に対して、・定員の暫定的な調整を検討する必要がある」とされているところであり、その内容を反映した形で提案の実現を図っていただきたい。		1046010	兵庫県	兵庫県	文部科学省 厚生労働省		

08 文部科学省 非予算(特区・地域再生 再検討要請).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特称・措置の番号・名称	求める措置の具体的な内容	具体的な事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
0820110	医師部入学定員要件の緩和	・閣議決定(「1等卒における行政改革の具体化方策について」(昭和57年9月)、「財政構造改革の推進について」(平成9年6月)) ・「医師の需給に関する検討会報告書」(平成18年7月28日 医師の需給に関する検討会) ・総務・財務・文部科学・厚生労働の4大臣による合意(平成18年8月) ・新医師確保総合対策(平成18年6月31日地域医療に関する関係省庁連絡会議) ・緊急医師確保対策(平成19年5月31日政府・与党) ・「緊急医師確保対策」に関する取組について(平成19年6月30日 地域医療に関する関係省庁連絡会議) ・「経済財政改革の基本方針2008」(平成20年6月27日閣議決定)	・医師不足が特に深刻と認められる10県において、平成20年度から最大10年に限り10名を限度として医師養成数の増を認めることとされています。 ・全都道府県において、平成21年度から最大9年に限り5名を限度(北海道については15名)として医師養成数の増を認めることとされています。		新医師確保総合対策での大学医学部定員増の基準を2次保健医療圏毎に算定し、基準を満たさず地域に新たに派遣する医師については、現定員は別枠の定員を認める。	(実施内容) 県が養成するへき地医療従事者を義務づける医師については、現定員とは別枠の定員とすることにより、へき地における医師不足の解消を目指す。 具体的には、国立大学医学部等において、大学が入学を許可した者に対し、県内のへき地における医療従事者を前提とした修学資金の貸与を行い、大学卒業後、県の指定する医療機関で一定期間勤務すれば修学資金返還を免除することとし、その対象者については、大学の規定を増やすことにより対応する。 なお、本県の2次保健医療圏では、北檜原、西檜原、但馬、丹波、淡路地域が当該基準を満たすことになり、増員した医師は当該圏域の医療機関へ派遣する。 (提案理由) 本県のように県域が広く、都市部とへき地が混在している県においては、現行の国の基準では大学の定員増は認められず、本県における医師不足を解消することができないため。	D	-	昨年5月に政府・与党が一体となって取りまとめた「緊急医師確保対策」に基づき、全都道府県において、都道府県が奨学金を設定するなど、一定の条件を満たした場合、将来の医師の育成を期待するとの趣旨の下、現行の当該県内の医師の養成数に5名を上限に上乗せする暫定的な調整の計画を容認することとしています。 また、「経済財政改革の基本方針2008」(平成20年6月27日閣議決定)において、大学医学部定員について「早急に過去最大程度まで増員するとともに、さらに今後の必要な医師養成について検討する。」とされたところである。	右の提案主体の意見を踏まえ回答された。		兵庫県	兵庫県	文部科学省 厚生労働省		
0820120	医学部の繰り上げ卒業制度の創設	学校教育法第87条 学校教育法第89条	学校教育法上、大学の修業年限は4年(医学を履修する課程等に対しては6年)とされていますが、医学を履修する学部等以外の学部においては、これに3年以上を学んだ者であって、卒業の要件として当該大学が定める単位を優秀な成績で修得した当該大学が認める場合には、在学期間が4年に満たなくても大学を卒業できることができます。		実質的に医学部の全てのカリキュラムを修了したと大学が認める者に対しては、学校教育法第89条のうち、「(第87条第2項に規定する課程に在学するものを除く。)」を適用しない。 これにより、東北大学医学部における「特別進級者」のように、修業年限が満了する前に全てのカリキュラムを修了した者が卒業時期を繰り上げることができる。	東北大学医学部では、他大学で一般教養の単位を取得してから入学した者を対象に、上の学年の単位を先取りできる「特別進級制度」がある。このため、最短で5年で臨床実習を含めた所要の単位を修得し、通常の医学部6年と同等の知識を身につけることができる学生がいる。 しかし、法律で医学部の修業年限が6年と定められているため、全ての課程を修了しているのに卒業認定が受けられない者が毎年数名発生している。彼らは医師国家試験の受験資格を得るために1年間余分に大学に在籍することとなり、医師になるのが遅くなっている。彼らが1年未満(医師免許を取得して地域医療に貢献すること可能とするため、医学部でも修業年限を繰り上げて卒業を可能にする)を提案する。 「医学知識と高い人間性両面が必要である」という懸念があることは承知している。医師には豊かな知識と高い人間性の両面が必要であることは理解しているが、上で掲げたとおり、5年間で全課程を修了できる高い能力を有する学生の存在や、東北大学では入学していないが学生入学制度によって医学部を4年間で卒業した後に医師となり活躍している者の存在がこれらの懸念は程に払拭されている。 また、最近、医学部の定員増が決まったが、新入生が医師となるのは最短で6年後である。この制度を早急に導入し、現に卒業だけを持っている者が1年で早く医師となって社会貢献ができるよう、制度を改正いただきたい。努力しだいで卒業を早めることができるようになれば、医学生モチベーションも大いに高まるうえ、医学部の回転が早まるために医師養成数の増加にもつながることから、医師養成にとって極めて有効な手段であると考えます。	C	I	大学の修業年限の特例については、いわゆる「大学の早期卒業」が、既に平成11年の学校教育法改正により制度化され、大学が責任ある授業運営を行う、履修科目登録数に上限を設定する、厳格な成績評価を行うことを前提として、早期卒業を希望する学生が優秀な成績で卒業に必要な単位を修得した場合、例外的に3年以上4年未満の在学中で卒業が認められています。しかし、その検討の過程で、医学・歯学などの分野については、医師・歯科医師の免許取得のためには医学部・歯学部卒業が必須であるなど医学部・歯学部の教育は免許取得に直結していること、教育課程における実習の占める割合が高からその充実が求められていることから、早期卒業ではありませんが、大学の判断により、①医学部の途中卒業の転学等、②入学前に科目等履修書として単位を取得した場合の修業年限への通算によって、学生が医学部に1年間在籍せずに卒業することが可能となります。	本提案は、社会的要請に沿い、大学にとつて不都合はなく、学生にとつても有益なものである。全てのカリキュラムを履修した学生の早期卒業を認めた場合、具体的などういった弊害が生じることが回答された。 また貴省回答によれば、転学や科目等履修書の通算の制度により学生が医学部に6年間在籍せずに卒業することが可能となっていることであるが、医学部への適用事例等について教えて右の提案主体の意見について回答された。		1075010	東北大学医学部 医学科特別進級生一同	宮城県	文部科学省	
0820130	獣医師養成系大学の立地の偏在を修正し、教育の機会均等を確保するため、地域を限った大学獣医学部の設置の許可	「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置等に関する法律」(平成十五年三月三十一日 文部科学省告示第四十五号)	現在、獣医師関係学部・学科の入学定員については、現行の養成規模により獣医師を供給すれば、必要となる獣医師数を満たすとの考えに基づき抑制を行っています。		平成15年3月31日文科省告示第45号「大学、短期大学、高等専門学校等の設置の際の入学定員の取り扱いに関する基準」による獣医師の定員増の規制の地域解除	(具体的事業の実施内容) 都市再生機構、今治市及び愛媛県が行う今治新都市開発整備事業により整備した高次都市機能用地に、学校法人が獣医師養成系大学を設置することで、獣医師を志望する四国や西日本の高校生が教育機会を高めるとともに、将来の四国ブロックにおける獣医師の不足を緩和し、大学を核とした地域再生を促したい。 (提案理由) 獣医学部(科)は、これまで約40年間開設されておらず、全国930人の定員の内、日本には国立大学の165人しか割り当てがなく、四国には1つも獣医学部がない。このため、四国に高校生が獣医師を志望する場合は、遠隔地の大学に進学を余儀なくされ、経済的な負担も嵩むことから、東日本の高校生に比べ不利な状況にあることがアンケートで確認された。また、四国に獣医師養成系大学がないことは、農林水産省が昨年5月に公表した「獣医師の需給に関する検討会報告書」で四国は産業系、小動物系とも将来の需要に対する供給が不足するとされた要因になっていると考えられる。そうした中で、現在、文部科学省が定員増を規制している獣医学部の設置を今治市において認めれば、教育の機会均等に寄与するとともに、地域の再生を図ることが可能になる。懸念されている定員増に伴う獣医師の質の低下についても全国的な規制緩和でなく特区での限定的な定員増であれば影響はないものと考えられる。地元で獣医学部があることで、新興の動物の伝染病等迅速かつ専門的な対応が可能になるとともに、動物医療の推進や高次医療の展開に貢献できる。今治市及び愛媛県は、大学誘致で教育の機会均等と地域再生を図り、将来の四国地域における獣医師の需給の均衡に寄与する特区を提案する。	C	Ⅲ	獣医師関係学部・学科の入学定員に係る規制の在り方については、基本的に、獣医師全体の需給規模およびそのバランスを考慮すると、獣医師養成機能をもつ大学全体の課題として対応することが適切であると考えます。 獣医師関係学部・学科の入学定員の検討にあたっては、ご指摘のありました「獣医師の需給に関する検討会報告書」の内容を十分に踏まえることが必要であると考えていますが、同報告書においては、複数の前提条件に基づき獣医師の複数の需給異動が示されていますが、明確に供給不足あるいは供給過剰といった見解を示していません。 今後は、同報告書において農林水産省に対して指摘されている、獣医師の活動分野・地域域が発生する要因や獣医師免許保有者への一定割合が獣医師に従事しない要因の分析及び最終的取り巻きのなど、平成22年を目途に農林水産省で定める獣医師法に基づく獣医師供給体制の整備のための基本方針に関する議論の動向、関係各府省からの意見をも踏まえながら、検討していく必要があると考えます。	獣医師関係学部・学科の入学定員に係る規制の在り方についての見解をお聞かせいただきたい。また、四国に獣医学部を設け、獣医師の地域偏在を是正する効果を検討するには、特区の活用が適当であり、地域限定で規制緩和の社会実験を行うという特区制度の趣旨にも合致するものと考え、特区対応を不可化のご指摘を歓迎いたします。また、併せて右の提案主体の意見について回答された。		1021010	愛媛県、今治市 愛媛県	文部科学省 農林水産省		
0820140	道州制北海道スタンダード 歳入徴収金回収プロジェクト				税と多重債務が多いが、例としては次のとおりです。 1. 現在、下水道料と水道料の賦課は別で有るも、事務の効率化と納付者の利便性、納付書は1枚で発行している。 2. 現行法では滞納が発生すると、次の滞納処分をしている。 【下水道料】①の自力執行権で滞納金調査を差押え、【水道料】②により裁判所へ訴えの提起を行っている。 3. 結果、①と②によりそれぞれの滞納処分に必要な事務をするとは時間と費用で非常に効率が悪く、かつ、滞納者も困惑しながら訴訟のみ納付し、下水道分は納付することなく滞納が続いています。原因は税(滞納金口産調査の境界と金融機関費用増加)をなめるも、裁判は怖い。 4. これを解消し、町歳入徴収金の早期回収と事務の合理化や効率的に進めるとともに、町財源と住民の公平性の確保を図るため提案するものです。	ご提案は学校給食費及び幼稚園保育料についても対象とした内容となっておりますが、本件の対応の可否については、地方公共団体の歳入の徴収方法、訴訟原状に関する検討を要するものであり、まずは、総務省、法務省の回答を御参照いただきますようお願いいたします。	右の提案主体の意見を踏まえ、回答された。		1003010	新得町 北海道	総務省 法務省 文部科学省 国土交通省 環境省					
0820150	文化財保護に関する権限の区長への移管	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第14号	○地方自治法第百八十条の八 教育委員会は、別に法律の定めるところにより、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱及び教育職員(の身分取扱い)に関する事務を行い、並びに社会教育その他の教育、学術及び文化に関する事務を管理し及びこれを実行する。 ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律(教育委員会の職務権限)第二十三条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。一 二十三 (略) 十四 文化財の保護に関すること。十五 十九 (略) ○文化財保護法において、教育委員会が行う文化財保護に関する事務が定められています。		地方自治法第180条の8(学校に関することを除く)地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1号、第2号、第3号、第10号、第12号、第14号(学校に関することを除く) 【具体的に対象とする債権名】 ①強制徴収公債権名:道町民税、法人町民税、入湯税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、長寿医療保険料、保育所保育料、下水道料、下水道受益者負担金 ②非強制徴収公債権名:水道料、給食費、町営住宅使用料、し尿及び取り手数料、幼稚園保育料 【法の整備】共通法と個別法に滞納処分を二刀流手法を明文化	教育委員会の職務権限のうち、①社会教育 ②文化財保護 ③社会教育・文化財保護に関する事務の役割、管理及び禁止、財産の管理、職員の任免その他の人事、選挙衛生の権限を区長に移管することにより、社会教育、文化財に関する施策を一層推進する。 (提案理由) 千代田区では、区民の意思や地域特性をより一層反映した区政運営を行うため、社会教育、文化財保護に関する事務を区長部局に補助執行し、まちづくり、地域コミュニティ活性化、子育て、高齢者福祉等の区民生活に関連する他の施策と一体的に取り組みしている。しかし、現状では教育委員会に最終的な権限が留保されているため、責任の所在が明確でないという問題がある。 社会教育、文化財関連施策は区民生活に密接に関わるものであるため、区民の信頼を受けた区長が自らの責任において行う方が適切であり、権限を区長部局に移管する必要がある。	C	-	教育委員会制度は、住民の信頼を受けた地方公共団体の長が議会の同意を得て任命した委員で構成される教育委員会が、住民の意向や地域の特性も踏まえ、責任を持って、地方公共団体の教育、学術、文化に関する行政を行う制度です。 文化財に関する行政は、 ①文化財の保護の側面と、文化財が地域づくりや観光に資するという側面とが相反する場合は生じかねないために、そのバランスを適正に担保する必要がある。このため、首長部局の行う開発行為や観光施策等とのバランスを担保する上で、首長とは独立した機関である教育委員会において最終的なチェックを行う必要がある。 ②文化財は一旦滅失、き損すれば回復困難なものであるため、首長の交代によって保護方針が大きく変わることもなく、継続して行政が行われるよう、首長から独立した教育委員会が担当する必要がある。 ③文化財の保存・活用に当たっては、特定の団体・個人への配慮により方針が曲げられることのないよう、公正性・中立性の確保が強く求められる。このため、首長の判断により意思決定がなされる首長部局に対し、合議体である教育委員会が最終的な権限を有しておく必要がある。 この観点から、教育委員会が行う必要があります。 また、改正教育基本法第2条第5項においては、教育の目標として、伝統と文化を尊重する態度を養うことが規定されており、我が国の歴史や文化を正しく理解するために必要な文化財保護については、教育委員会において、教育行政と一体的に進めていくべき重要性が増しているところである。 平成17年10月、平成19年3月の中央教育審議会答申を受けて、166通常国会に提出され、成立した「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案」においては、教育委員会の所掌事務のうち、文化、スポーツに関する事務は、地方公共団体の判断により首長が担当できるものとされたところですが、文化財保護の事務については、学校教育や社会教育と同様、引き続き教育委員会が所掌することとされたところである。		1074020	千代田区	東京都	総務省 文部科学省		

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連 提案に係る 規制の特例 措置の番号・ 名称	求める措置の具体的な内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の 分類	措置の 内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案事項 管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関 係官庁
0820160	種子島の南種子町において、祭礼の保存に使用する火縄銃について、現代製作されている火縄銃を使用できるよう関係法令の一部改定	銃砲刀剣類所持等取締法第14条第1項、銃砲刀剣類登録規則第4条第1項	美術品若しくは骨とう品として価値のある火縄銃銃砲等の古式銃砲は、登録規則第4条の鑑定の基準により、文化財として価値があるとされるものを対象としている。日本製銃砲にあってはおおむね昭和3年以前に製造されたもの、外国製銃砲にあってはおおむね昭和以前に我が国に伝来したものであるもので、それぞれ美術的かつ骨とう品として価値のあるものを対象とし、都道府県教育委員会が登録しています。		現状の銃砲刀剣類所持等取締法では、現代において製作されている火縄銃は古式銃として認められていないことから、例えば、イタリアのペデルゾリ社が製作している「Tomonobu Teppou」など、純粋に火縄銃の構造のみを持つ銃を古式銃に準ずるものとして認定し、南種子町での祭礼の保存において通常の古式銃と同様に使用できるように、関係法令の一部改定を要望する。	平成12年度から14年度にかけ、国土庁(現 国土交通省)鹿児島振興課の「鹿児島地域における多自然居住整備案に関する調査」が実施され、その一環として行われた、「対馬・隠岐・種子島の三島交流事業」において、島興し人材育成事業として、調査事業を国から委託された地域交流センターのスタッフである水沼仁氏(当時、現(社)東京自治研究センター研究員)がコーディネーターとなり、種子島の住長有志で「種子島のマスタープラン作成」に取り組んだ。そのプランの一つとして、銃砲伝来の地であることを活かした地域活性化方策として、火縄銃のより安全な試射のため、今回の提案に至った。 南種子町は銃砲伝来の地として、ロケット打ち上げ基地のある町として知られているが、昨今の観光客減少等によって経済が衰退しつつある。観光客を増加させるためには、南種子町の特徴である火縄銃をより安全に取り扱い、観光客などの見学に供することで大きな効果が望まれる。 南種子町で銃砲伝来の祭礼等を行う際には、祭礼の保存会の会員達が古式銃を空砲発射しているが、古式銃の安全検査は行っているものの、古式銃の総合的な安全性には不安が大きいと感じられている。 古式銃は製造されて後の年月が数十年以上となっており、危険も考えられることから、現代の技術で製造された火縄銃を祭礼の保存などに利用することで、係員の安全がより確実なものになると考えられる。 古式銃である火縄銃と同じ構造のみを持つ火縄銃を監督官庁に届け出る事等で、古式銃に準ずるものとして、銃砲刀剣類所持等取締法等の一部改定し、祭礼の保存においては、係員が従来の古式銃と同じように取り扱うことが出来るようにされたい。	C	I、III	銃砲刀剣類所持等取締法(以下「法」という。))は、公共の安全を確保するため、銃砲、刀剣類等の所持に關し、危害予防上必要な規制をしており、銃砲刀剣類の所持は原則禁止されています。 しかし、法第3条第1項第6号では、法第14条第1項により都道府県教育委員会が、美術品若しくは骨とう品として価値のある火縄銃銃砲等として登録したものについては例外的に所持できることとされており、銃砲刀剣類登録規則において、火縄銃銃砲等の古式銃砲は、「美術品若しくは骨とう品として価値のあるもの」で「日本製銃砲にあってはおおむね昭和3年以前に製造されたもの、外国製銃砲にあってはおおむね昭和以前に我が国に伝来したもの」と登録の要件を定めています。 このような登録制度によって所持の例外を認めている趣旨は、登録の対象となる銃砲等の美術品又は骨重品としての価値に着目しているからです。 今回ご提案のあった古式銃砲を模して現代において製造されたものについては、歴史的価値のある美術品若しくは骨とう品としての価値のある「文化財」とは言いえないことから、特区として対応することはできないと考えます。				1013010	種子島U・19-1 サポートセンター	鹿児島県	警察庁 文部科学省